

北広島市一般廃棄物処理基本計画（改定素案）概要版

第1編 総論

第1章 計画改定の基本的事項

1 計画改定の趣旨

平成24年3月に平成24年度から令和8年度までを計画期間とする「北広島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、各種施策を推進してきましたが、計画量よりも多くのごみが排出されていることにより、現在使用している第6期最終処分場について、当初の想定より短い期間で埋立が終了することが予想されています。

また、千歳市根志越に現在建設中の焼却施設において、令和6年度から2市4町の広域での焼却処理開始に伴い、様々な体制の整備を進める必要があります。

さらに、令和5年3月に予定されている北海道ボールパークFビレッジの開業に伴い、事業活動の活発化によるごみ排出量の増加が予想されるなど、本市を取り巻く様々な状況に大きな変化が見込まれることから、現計画の見直しを行うこととしました。

2 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられている一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）について定めるものであり、北広島市総合計画（第6次）のもと、国や北海道の関連計画、関係法令などと整合性を図りながら策定します。

3 計画対象区域

本市の行政区域全域（生活排水処理基本計画については、南幌町、由仁町及び長沼町からのし尿等処理委託分を含む）

4 計画期間

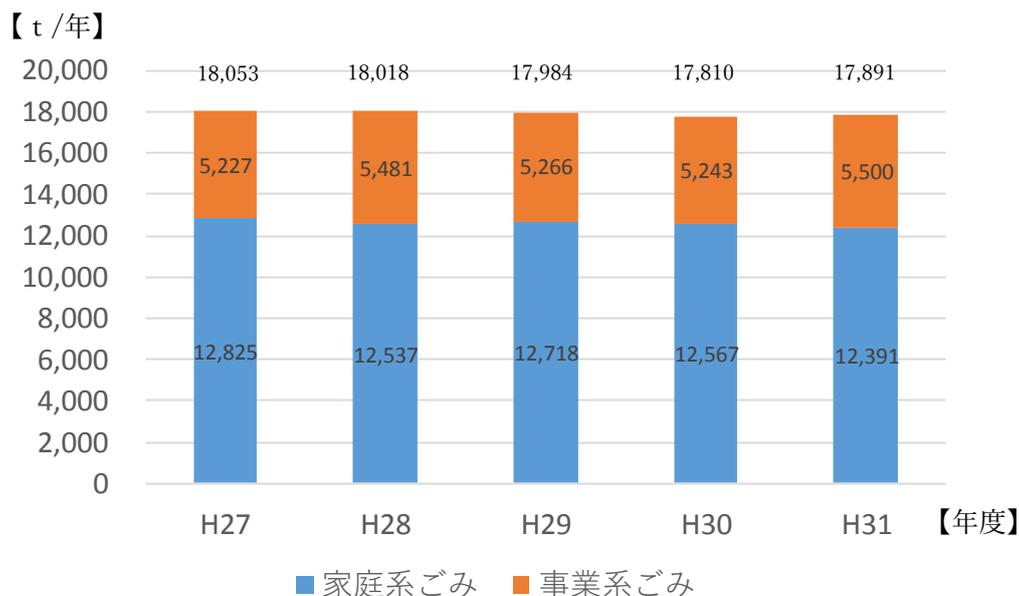
令和3年度～8年度

第2編 ごみ処理基本計画

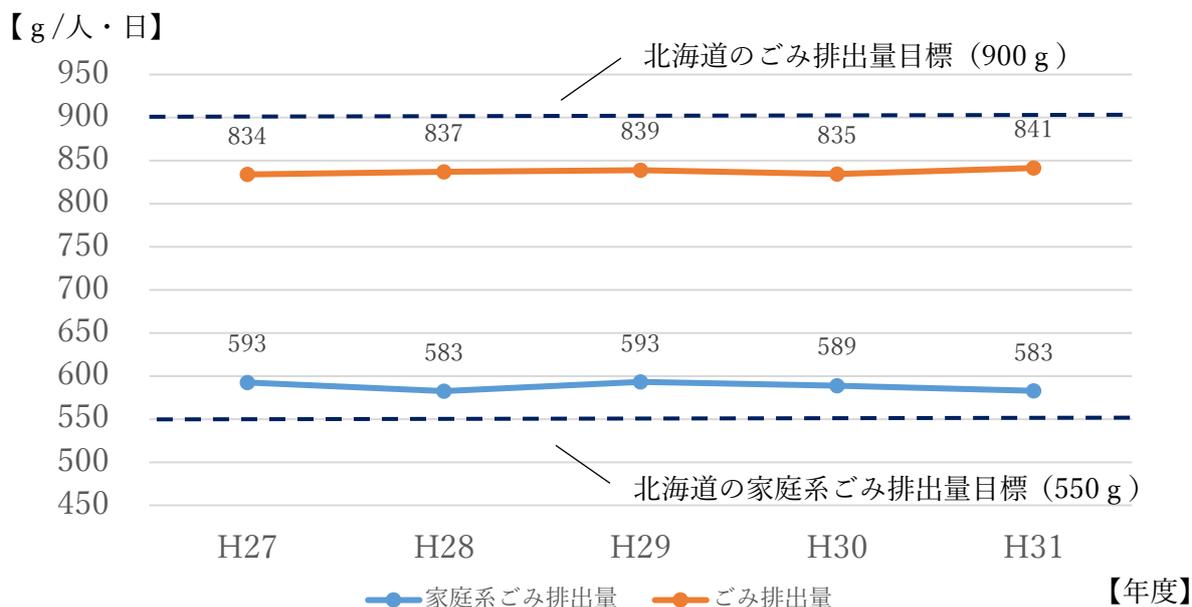
第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出量の推移

家庭系ごみ約12,000t、事業系ごみ約5,000t程度の排出量で横ばい傾向となっています。



家庭系ごみと事業系ごみを合わせた1人1日当たりのごみ排出量は840g/人・日程度で推移しており、北海道の目標値である900g/人・日を下回っていますが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は590g/人・日程度で推移しており、北海道の目標値550g/人・日を上回っています。



2 最終処分場の残余年数

令和2年5月に測量を行った結果、残余容量は62,766 m³でした。第6期最終処分場の計画埋立終了年度は令和7年度ですが、計画値を超える量の廃棄物が排出されており、このままのペースで埋め立てられた場合、令和4年度に埋立が終了する見込みです。

3 ごみの組成分析

家庭系普通ごみの過去5年間の重量割合の平均値は、生ごみが30%、資源ごみが19%、普通ごみが25%、破碎しないごみが1%、拠点回収品目が25%となっています。

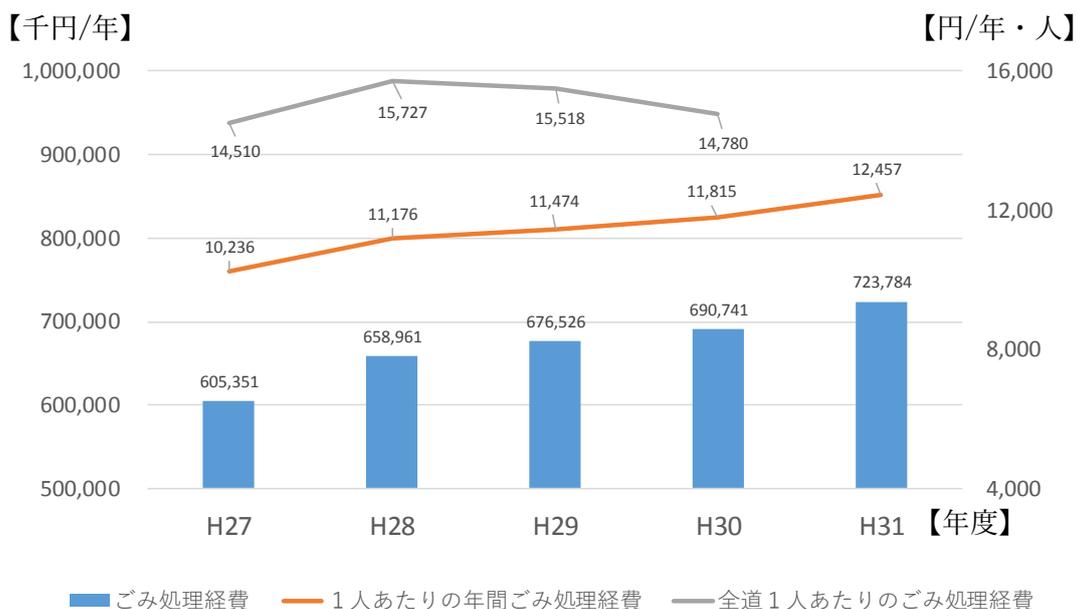
事業系普通ごみの過去5年間の重量割合の平均値は、生ごみが26%、資源ごみが13%、普通ごみが23%、産業廃棄物が18%、ミックスペーパーが20%となっています。

どちらも分別することで資源化することが可能なものが多く混入している結果となっています。 ※重量割合は小数点以下を四捨五入しています。

4 ごみ処理経費

ごみ処理経費の総額は、増加傾向で推移していますが、1人あたりの年間ごみ処理経費は、全道平均を下回る水準で推移しています。

令和6年度からは広域での焼却処理が開始され、千歳市までのごみの運搬費や、焼却施設の維持管理費など新たな負担が必要になるため、ごみ処理経費の増加が見込まれます。



第2章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

“自然と創造の調和した豊かな都市”を目指し、市民、事業者、行政が協働・連携し、一体となって「循環型社会」の実現を目指します。

2 基本方針

基本方針1 : 3Rのより一層の推進



ごみの減量化・資源化、3Rの推進、持続可能な循環型社会の推進を目指します。

基本方針2 : 環境負荷の少ない効率的で安定した処理、処分の推進



ごみの適正な処理・処分を推進、環境負荷の低減に取り組むとともに、最終処分場の嵩上げ、新たな最終処分場の確保を検討します。

基本方針3 : 市民・事業者・行政のパートナーシップ構築



市民・事業者・行政が互いに協働・連携し、積極的に行動できる仕組みを構築します。

基本方針4 : きれいなまちづくりの推進



市民と協働した美化運動や、パトロールによる不法投棄対策により、清潔なまちづくりを推進します。

基本方針5 : 情報発信と環境教育・環境学習の充実



ごみ処理に係る情報や、幅広い世代へ学習の場や機会を積極的に提供し、次世代の循環型社会の担い手を育みます。

3 基本方針に基づく主な施策の紹介

① 3R のより一層の推進

- ・ 生ごみのバイオガス化処理
- ・ ミックスペーパーの資源化

② 環境負荷の少ない効率的で安定した処理、処分の推進

- ・ ごみ処理の広域化に向けた分別区分の変更
- ・ 中継施設の建設の検討と最終処分場の嵩上げ等の施設整備
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定

③ 市民・事業者・行政のパートナーシップ構築

- ・ 事業所訪問指導の実施
- ・ 環境に関する市民団体との協働

④ きれいなまちづくりの推進

- ・ 市内一斉清掃の実施
- ・ バイオマスプラスチックを用いたごみ袋の作製

⑤ 情報発信と環境学習の充実

- ・ 出前講座の実施や「ごみ通信」の発行
- ・ ごみ分別アプリの導入の検討

4 計画目標

(1) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量：550g/人・日以下に減量する

(2) 事業系ごみ排出量：105%未満（平成31年度比）に抑える

(3) 生ごみ排出量：150%以上（平成31年度比）に増加させる

(4) 焼却対象ごみ排出量：85%以下（平成31年度比）に減量する

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の実績

生活排水処理率は平成31年度実績で97.7%であり、全道、全国平均に比べ高い水準で普及しています。

2 し尿処理・浄化槽汚泥処理実績

公共下水道の普及や人口減少により排出量は減少傾向で推移しています。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本理念

住環境の充実により、だれもが快適に暮らせるまちづくりを目指し、市民、事業者の理解と協力のもと、水環境の保全に取り組みます。

2 基本方針

基本方針1 : 生活排水処理率の向上

基本方針2 : 乾燥汚泥の資源化

基本方針3 : 生活排水対策に関する広報・啓発活動の推進

3 計画目標

生活排水処理率 : 98%以上